

事務連絡
平成26年1月24日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

平成26年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

平成26年度の国の予算につきましては、平成25年12月24日閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成26年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 高梨

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の予算等

政府は、平成25年12月12日「平成26年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、同月21日に「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月24日、平成26年度予算政府案（別添資料第3）を閣議決定した。

1 平成26年度予算は、「平成26年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

(1) 平成26年度予算編成の基本的な考え方

平成26年度予算編成に当たっては、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

このため、「新しい日本のための優先課題推進枠」で要望された施策を始めとしてその内容を精査し、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視しつつ、真に必要な施策に予算を重点化する。

予算の「質」の向上を図るため、行政事業レビューの活用などPDCAサイクルの徹底を図る。また、頑張るもの（人・企業・地域）が報われる仕組みへの改革、府省間での施策の重複の排除、民間活力の活用の促進等により、効率化を進める。

これらの取組により、経済成長による税収増を安易に歳出増につなげるのではなく、メリハリの効いた予算を編成し、内外の経済社会情勢の変動に対応する。

税制については、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を旨としつつ、経済社会構造の変化を踏まえながら、あるべき税制の在り方を検討するなど、必要な取組を進める。

平成25年度予算においては、経済再生を図りながら、3年ぶりに税収と新規国債発行額を逆転させ、財政健全化の第一歩としたところである。今後、財政健全化目標を着実に達成していくためには、引き続き税収を拡大させるとともに、各年度継続して歳出を効率化していく必要がある。

こうした考え方の下、中期財政計画に基づきながら、上記の取組により、国の一般会計の基礎的財政収支について、平成26年度予算において少なくとも▲19兆円程度とすることを目指し、一般会計の当初予算において4兆円を上回る収支改善を図る。新規国債発行額についても、平成25年度を下回るよう最大限努力する。

(2) 予算の重点化・効率化の推進

高齢化等により社会保障関係費が増大する中で、中期財政計画に基づく国の一般会計の基礎的財政収支の改善を行うため、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。次に掲げる社会保障、社会資本整備、地方財政に限らず、他の各分野においても、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化に対応しつつ、重点化・効率化を進め、歳出を抑制する。とりわけ消費税率引上げが予定される平成26年度予算については、国民に負担増を求める際に、各経費が安易に膨張したり、無駄な経費があるといった批判を招くことがないように、徹底して取り組む。

主な分野における歳出改革は以下のとおりである。

① 社会保障

高齢化等を背景に、社会保障の給付の伸びは名目成長率を大きく上回っており、公費負担が増大し財政赤字が拡大して、後世代に負担を先送りすることとなっている。国民の安心を支える社会保障制度を持続可能なものとするため、様々なニーズに対応しつつ新たな国民負担の発生を厳に抑制し、効率的に社会保障サービスが提供される体制を目指すことが必要である。

人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、「年齢別」から「負担能力」に応じた負担に切り替えるとの観点に立ち、重点化・効率化の目標と工程表に沿った徹底した取組を行う。また、健康寿命を延伸し、自助・自立のための環境が整備された社会を構築するなど、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）に基づく改革を推進する。

② 社会資本整備

今後の社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進していく必要がある。

平成26年度予算においては、デフレからの早期脱却と経済再生や財政健全化との両立を目指す中で、アジアの都市に負けない国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対し、選択と集中、優先順位の明確化、民間能力の活用の3つの大原則の下で、ソフト施策と連携しつつ、効果的・効率的に推進していく。

③ 地方行財政制度

地方財政については、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある。このため、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど歳入面・歳出面における改革を進めていく。

国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

頑張る地方を息長く支援するため、地方交付税において、地域経済の活性化に資する算定を導入する。

人口構造の変化等に適合した地方制度の構築に向けて、関係府省が連携して、「定住自立圏構想」を強力に進めるとともに、「地方中枢拠点都市」を中心とする新たな広域連携や広域での効果的・効率的な機能分担等が進むよう、自治体間の柔軟な連携を可能とする新たな仕組みを導入する。

地方公会計の整備を促進することにより、地方における財政運営の透明化・効率化を図るとともに、地方公共団体が保有する公共施設等の適正な管理を推進し、老朽化施設の解体撤去のための財政措置を含めた支援を検討する。

- 2 このような方針に基づいて編成された平成26年度の一般会計予算の規模は、9兆5,823億円（前年度比3兆2,708億円、3.5%増）で、基礎的財政収支対象経費は、7兆2,121億円（前年度比2兆2,421億円、

3. 2%増)となっている。

財政投融资計画の規模は、16兆1,800億円(前年度比2兆2,096億円、12.0%減)となっている。

また、「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成26年度の国内総生産は500.4兆円程度、名目成長率は3.3%程度、実質成長率は1.4%程度となるものと見込まれている。

第2 地方財政対策

1 通常収支分

平成26年度においては、社会保障の充実分等を含め、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとした。その概要は次のとおりである。

(1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、前年度に比し6,050億円、1.0%増の60兆3,577億円と、平成25年度地方財政計画を相当程度上回る額を確保することとしている。

(2) 財源不足とその補填措置

平成26年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加するとともに、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ったが、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、10兆5,938億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来19年連続して「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、平成26年度から平成28年度の間は、平成25年度までと同様、建設地方債(財源対策債)の増発等によってもなお財源不足が生じる場合には、これを国と地方が折半して補填することを基本として対処することとしたところである。この場合において、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入れによる加算(臨時財政対策特例加算)によ

り、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じることとするとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、「地方交付税法」第6条の3第2項の制度改正としてこれらの措置を講じ、所要の法律改正を行うこととしたところである。

上記の考え方にに基づき、平成26年度の財源不足額1兆5,938億円のうち、「折半対象以外の財源不足」については、

ア 公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発 7,800億円

イ 地方交付税の増額 1兆5,748億円

（ア）平成25年度以前の地方財政対策等に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成26年度に加算することとされている額（以下「既往法定分」という。）等の交付税特別会計への繰入れ

8,648億円

（イ）地方税収の状況を踏まえた別枠の加算の交付税特別会計への繰入れ

6,100億円

（ウ）交付税特別会計剰余金の活用 1,000億円

ウ 地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行 2兆9,513億円

により補填することとした。その上で、これらを除く、5兆2,877億円について、国と地方が折半してそれぞれ補填措置を講じることとしている。

その他の留意点は以下のとおりである。

① 国の一般会計からの既往法定分等の加算額8,648億円の内訳は、「地方交付税法」附則第4条の2第2項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額6,648億円及び投資的経費（単独）と一般行政経費（単独）の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分について、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとされた額2兆9,224億円の中の2,000億円であること。

② 折半対象財源不足額（5兆2,877億円）のうち国負担分2兆6,438

億円については、臨時財政対策特例加算により補填措置を講じることとしていること。

- ③ 平成26年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象財源不足額のうち地方負担分（2兆6,438億円）に地方の負担である過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る次の発行額の合算額（2兆9,513億円）を加えた5兆5,952億円とすることとしていること。

ア 平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額 2兆7,911億円

イ 交付税特別会計借入金の利払費予算額に相当する額 1,729億円

ウ 「地方交付税法」附則第4条の2第4項に基づき平成26年度において交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切な負担調整を行う観点から発行する額 827億円

エ 平成24年度分及び平成25年度分の交付税特別会計借入金の利払費予算額と実際に要する額の差額のうち、平成26年度の地方交付税の増額に活用した額のそれぞれ3分の2、全額に相当する額 △954億円

(3) 地方交付税の総額

平成26年度の地方交付税の総額は1兆6,855億円（前年度比1,769億円、1.0%減）となっており、その内訳は以下のとおりである。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ① 地方交付税の法定率分等 | 1兆2,669億円 |
| ア 国税5税分の法定率分 | 1兆2,191億円 |
| イ 地方法人税（仮称）の法定率分 | 3億円 |
| ウ 国税決算精算分（平成19、20年度）等 | △3,145億円 |
| エ 交付税特別会計借入金償還額 | △2,000億円 |
| オ 交付税特別会計借入金支払利子 | △1,729億円 |
| カ 平成25年度からの繰越金 | 1兆1,349億円 |
| ② 一般会計における加算措置等 | 4兆2,186億円 |
| ア 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等） | 9,648億円 |

(ア) 法定加算（既往法定分等）	8, 648 億円
(イ) 交付税特別会計剰余金の活用	1, 000 億円
イ 地方税収の状況を踏まえた別枠加算	6, 100 億円
ウ 臨時財政対策特例加算	2兆6, 438 億円

また、次の①及び②に掲げる額の合計額については、新たに平成32年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、その旨法律に定めることとしている（法定加算）。

- ① 平成4年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 41 億円
- ② 平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 20 億円

(4) 地方の債務残高の抑制

地方財政の健全化を図る観点から、以下の取組を行うこととしている。

- ① 一般財源総額について、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保した上で、臨時財政対策債を抑制（前年度比6, 180 億円、9. 9%減）することとしていること。
- ② 交付税特別会計借入金について、2, 000 億円の償還を実施することとしていること。

(5) 消費税率（国・地方）の引上げとそれに伴う対応

① 消費税率（国・地方）の引上げ

政府は、平成25年10月1日に「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」を閣議決定し、経済再生を進めながら財政再建との両立を図っていくことの重要性並びに増大する社会保障の持続性と安心の確保及び我が国の信認維持といった社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえつつ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）附則第18条及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）附則第19条の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、消費税率（国・地方）について

は、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認している。このうち地方消費税率（消費税率換算）については、1%から1.7%へ引き上げることとしている。

また、消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージを決定し、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものとしている。具体的には、税制上の措置として、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（平成25年10月1日自由民主党・公明党決定）に基づき、設備投資減税等の政策税制等を実施することとしており、地方税においても、法人住民税及び法人事業税において法人税に準ずる措置を講じるほか、固定資産税において、設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制として、耐震改修を促進するための税制等を創設することとしている。また、平成25年末における通常の年度改正においても、これらの投資減税措置等の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を講じることとしている。さらに、平成26年度4～6月期に見込まれる反動減を大きく上回る5兆円規模の新たな経済対策を策定することとされ、「好循環実現のための経済対策」（以下「経済対策」という。）が平成25年12月5日に閣議決定された。また、経済対策に沿った平成25年度補正予算（第1号）（概算）が平成25年12月12日に閣議決定され、平成26年1月24日に通常国会に提出された。なお、経済対策においては、「本経済対策の効果が速やかに発現し、消費税率引上げに伴う反動減に適切に対応できるよう政府を挙げて迅速に対策の具体化を図るとともに、地方公共団体に対しても速やかな対応を要請する。」とされていることにご留意いただきたい。

② 引上げ分の地方消費税率の社会保障財源化

引上げ分の地方消費税率（市町村交付金を含む。以下同じ。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費」に充てるものとするのが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上明記さ

れている。

地方公共団体においては、引上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようにするとともに、引上げ分の地方消費税収の上記経費への充当について、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示することについてご配慮いただきたい。詳細については、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）をご参照いただきたい。

③ 地方消費税率の引上げに伴う広報等施策の実施等

今後、消費税率の円滑な引上げに向けて、今回の社会保障と税の一体改革について国民の一層の理解と協力を得るためには、今回の改革の意義や必要性について国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要がある。

地方公共団体においては、今回の改革が国と地方が共同して結論を得たものであるという経緯も踏まえて、地域住民への周知や広報等に主体的かつ積極的に取り組んでいただきたい。

地方消費税率の引上げに伴う広報等施策の実施については、既に「消費税率（国・地方）の引上げについて」（平成25年10月1日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）で通知しているとおり、今回の改革の趣旨、地方税法等改正法の内容等について広報を十分に行うなど、国と連携を図りつつ、適切に取り組んでいただきたい。

また、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方公共団体の役割の拡大として、地方公共団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているのでご配慮いただきたい。

④ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、平成26年4月1日の消費税率の引上げに当たっては、その円滑な転嫁が図られることが重要である。

消費税率の引上げに伴う歳出の増については、国の歳出と基調を合わせて平成26年度の地方財政計画に計上することとしており、各地方公共団体においても、歳出予算への適切な計上にご留意いただくとともに、消費

税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう調達等契約事務の適切な運用に取り組みたい。また、歳入面においても、地方公共団体が行う財貨・サービスの提供等については、消費税の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、所要の措置を講じるようご留意いただきたい。

また、転嫁対策については、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）第14条第3項において、「国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。」とされているところ、「消費税率（国・地方）の引上げについて」で通知したとおり、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報を行うほか、転嫁に関する事業者や住民からの質問・相談に丁寧に対応するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について適切に取り組んでいただきたい。

併せて、以下の点についてもご留意いただきたい。

- ・ 平成25年度においては、消費税率（国・地方）の引上げ等も踏まえ、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（平成12年政令第16号）を改正し、29件の手数料について金額の標準の改定等を行い、平成26年4月1日から施行することとしているので、同改正を踏まえた条例改正につき、適切に対処すること。また、その他の使用料・手数料等についても、消費税率（国・地方）引上げに伴う税負担については、その円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、条例・規則の改正等の必要な措置を講じること。
- ・ 地方公営企業の料金等についても、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、条例改正等の必要な措置を講じること。
- ・ 公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合には、「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について」（平成25年12月4日付け総務省自治行政局行政課長・行政経営支援室長通知）を踏まえ、地方公共団体が指定管理者に支出する委託費

についても、消費税率（国・地方）の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上すること。また、公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として収受させている場合には、当該通知を踏まえ、使用料と同様に、消費税及び地方消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、指定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置を講じること。その際、利用料金について定める条例の改正等が必要なときには、各地方公共団体において適切に対処すること。なお、地方独立行政法人に対する運営費交付金に係る歳出予算の編成や地方独立行政法人がその業務に関して徴収している料金についても、上記の対応を踏まえ、適切に対処すること。

(6) 地方税制改正

平成26年度の地方税制改正においては、税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、法人税額を課税標準とした地方法人税（仮称）を創設し、その税収全額を地方交付税原資とすることとしている。併せて、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元することとしている。また、消費税率8%への引上げ時において自動車取得税の税率を引き下げ一方、軽自動車税の税率を引き上げる等の車体課税の見直しを行うこととしている。

さらに、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置を講じるほか、東日本大震災からの復興を支援するための税制措置等を講じることとしている。

(7) 地方法人課税の偏在是正

平成26年度の地方税制改正において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために創設する地方法人税（仮称）については、その税収全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とすることとしている。なお、この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上することとしているが、実際に偏在是正効果が生じる平成27年度以降に措置することとしている。また、地方法人特別税・譲与税の規模を3分の1縮小し、法人事業税に復元することとし

ている。

(8) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（平成26年度地方財政計画ベース）は8兆3千370億円程度（前年度比1兆4,500億円程度、1.8%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は6兆7千500億円程度（前年度比1兆3,300億円程度、2.0%程度増）となる見込みである（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）の総額は6兆3千577億円（前年度比6,050億円、1.0%増）となる見込みであり、一般財源の総額から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額は5兆9千427億円（前年度比4,250億円、0.7%増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は12.7%程度（前年度13.6%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成26年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は1兆9千982億円程度（前年度末2兆0千950億円程度、前年度比1兆1,400億円程度減）となる見込みである。

2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

(1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（平成26年度地方財政計画ベース）は1兆9,600億円程度となる見込みである。

また、復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税により、以下に掲げる地方負担分等

の全額を措置することとしている。

① 直轄・補助事業に係る地方負担分（但し、公営企業債、公営住宅建設事業債の対象となる地方負担額並びに農地農林施設に係る地方負担額のうち受益者負担により賄うこととされている地方負担額（以下「措置対象外地方負担額」という。）を除く。）

② 地方単独事業分

ア 単独災害復旧事業に係る経費

イ 「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に基づく職員の派遣、放射性物質により汚染された土壌等の除染に係る経費等

③ 東日本大震災への税制上の対応として、被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組の推進を図るために講じる以下に掲げる税制上の臨時特例措置等に伴う減収分

ア 「地方税法」等に基づく特例措置分

平成23年度から平成25年度までに地方税法改正法等により措置されたもののほか、通常国会に提出される予定である「地方税法等の一部を改正する法律案（仮称）」等による地方税等の減収額

イ 条例減免分

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）内にあるものにおける地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足額

ウ 復興特区法等に基づく特例措置分

「東日本大震災復興特別区域法」（平成23年法律第122号）及び「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）（以下「復興特区法等」という。）に基づき、復興産業集積区域内等において、認定地方公共団体の指定を受けた法人等に対して、認定復興推進計画に記載された産業集積の形成等に資する事業等に係る事業税、不動産取得税又

は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の当該地方公共団体の減収額

(2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（平成26年度地方財政計画ベース）は、直轄事業負担金及び補助事業費等により、2,500億円程度となる見込みである。

第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、平成26年度の予算編成に当たりご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 平成26年度の国内総生産の成長率は、名目3.3%程度、実質1.4%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における行政改革推進本部等の動向にも注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられる。
- 3 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。その際、国においては給与体系の抜本改革に取り組むとともに、定員の大幅な純減を目指すことを推進することとしているところであり、地方公共団体においても、給与の適正化及び適正な定員管理の推進等に積極的に取り組むようご留意いただきたい。
 - (1) 定員については、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。
 - (2) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（平成25年11月15日付け総務副大臣通知）に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。
 - ① 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、現に国家公務員又は民間の給与水準を上回っている

- 地方公共団体にあつては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講じること。特に、仮に民間給与が著しく高い地域であつたとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。
- ② 国においては、平成25年1月1日より、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減するとともに、平成26年1月1日から55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止するなど昇給抑制措置が講じられたことを踏まえ、高齢層職員の昇給抑制等について必要な措置を講じること。
 - ③ 平成18年の給与構造改革における国家公務員の経過措置額については、平成23年の人事院勧告において2カ年で廃止することとされ、その後、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づき、平成26年3月31日をもって全額廃止することとされていることを踏まえ、必要な措置を講じること。
 - ④ 地域手当については、原則として国における地域手当の指定基準に基づいた支給地域及び支給割合を超えないようにすること。
 - ⑤ 人事委員会機能を発揮することなどにより、地域の民間給与をよりの確に反映すること。ただし、仮に民間給与が著しく高い地域であつたとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。
 - ⑥ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。
 - ⑦ 級別職務分類表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。
 - ⑧ 勤務実績の給与への反映については、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、公正かつ客観的な人事評価システムを活用すること。また、これが未整備の地方公共団体にあつては、国の人事評価制度・運用も参考としつつ、その構築に早急に取り組むこと。

なお、今後、人事評価制度の導入を行うための「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）の改正を予定しているので留意すること。

⑨ 退職手当については、「地方公務員の退職給付の給付水準の見直し等について」（平成24年11月26日付け総務副大臣通知）等に基づき、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講じること。

(3) 定員及び給与の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。

(4) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを図るとともに、事業の実施状況等の公表を行うこと。

4 平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「緊急防災・減災事業費」については、地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう投資的経費（単独）に計上することとし、平成26年度の事業費については平成25年度比450億円増の5,000億円としている。なお、当該事業は、平成26年度から平成28年度までにおいて継続的に措置することとし、平成29年度以降の取扱いについては、事業の実施状況等を踏まえて検討することとしている。

5 平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「地域の元気づくり事業費」については、地方公共団体の取組を息長く支援する観点から、当分の間の措置として一般行政経費に「地域の元気創造事業費」として改めて計上することとし、平成26年度の事業費については平成25年度比500億円増の3,500億円としている。なお、地方交付税の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や経済活性化の成果指標を反映することとしている。さらに、各地方公共団体の様々な行革努力や地域経済活性化の努力を反映するため、全国的かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定することとしている。

6 平成26年度においては、消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用した社会保障の充実として次の措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担（2,713億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 少子化対策

- ① 受入児童数の拡大に必要な認可保育所運営費を拡充することとされていること。（304億円）
- ② 子ども・子育て支援新制度への円滑な移行及び「待機児童解消加速化プラン」の推進等による早期の待機児童の解消を図るため、保育緊急確保事業を実施することとされていること。（1,264億円）
- ③ 児童養護施設等の受入児童数の拡大等の社会的養護の充実を図ることとされていること。（40億円）
- ④ 育児休業中の経済的支援の強化を図ることとされていること。（8億円）

(2) 医療・介護

① 医療・介護サービスの提供体制改革

ア 病床の機能の分化及び連携等を推進するため、診療報酬の見直しを行うほか、医療従事者の確保、医療機関の施設及び設備の整備等を行うための新たな財政支援制度を創設することとされていること。

医療機関等への新たな財政支援制度の創設を含む医療提供体制の改革については、通常国会に「医療法」（昭和23年法律第205号）の改正を含む「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（仮称）」が提出予定であること。

新たな財政支援制度は、国と都道府県の負担により都道府県に設置される基金を活用して支援する仕組みを予定していること。

また、当該基金については、消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用した積立分に加え、更なる上乘せを希望する都道府県について、当該上乘せを行うための国庫補助制度を別途創設することとされていること。（286億円）

イ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実・強化を図ることとされていること。（22億円）

② 医療保険制度改革

ア 国民健康保険及び後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減制度を拡充することとされていること。（612億円）

イ 低所得者の負担に配慮した高額療養費の見直しを行うこととされてい

ること。（５億円）

③ 難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、難病及び小児慢性疾患に係る公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立することとされており、通常国会に「難病の患者に対する医療等に関する法律案（仮称）」及び「児童福祉法の一部を改正する法律案（仮称）」が提出予定であること。（１７２億円）

7 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるが、財政状況や人口減少・少子高齢化の進展等により、今後公共施設等の利用需要が変化することが見込まれることから、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、別途発出する通知等を踏まえ、公共施設等総合管理計画の作成に取り組んでいただきたい。

これに関し、計画作成に要する経費について特別交付税措置を講じるとともに、計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設するため、「地方財政法」の改正を行う予定である。

8 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成１９年法律第９４号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）の趣旨等を踏まえ、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社・第三セクターを含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。
- (2) 財政健全化団体、財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、財政健全化計画等の進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。
- (3) 地方公営企業、地方公社及び第三セクターについては、その実情に応じて、平成２６年度以降も各地方公共団体において経営健全化に取り組むこと。

また、第三セクター等改革推進債の起債は平成２５年度が期限とされてい

るところであるが、平成25年度末までに抜本的改革に着手していながらその完了が間に合わなかった地方公共団体については、第三セクター等の整理・再生に取り組むこと等を定めた計画を平成26年度当初に提出し、総務大臣の承認を受けた場合に限り、平成28年度まで起債を可能とする経過措置を講じることとしていること。なお、当該措置を講じるに当たり、「地方財政法」の改正を行う予定であること。

また、観光施設事業及び宅地造成事業については、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総務副大臣通知）を踏まえ、可能な限り法人格を別にして事業を実施するなど、財政負担のリスクを限定すること。

(4) 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、法の趣旨に反するものであることから、速やかに改善すること。

9 地方公共団体の国等への寄附金等の支出については、地域の自主性及び自立性を高めていくため、「地方公共団体財政健全化法」附則第5条の規定を廃止し、地方公共団体の自主的な判断に委ねているが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条関連）の施行について」（平成23年11月30日付け総務大臣通知）で通知しているとおり、国と地方の財政規律の確保の観点から、国等への寄附金等の支出に当たっては、これまでの同条の規定の運用も踏まえて、適切な財政運営にご留意いただきたい。

10 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(1) 一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、出納整理期間の趣旨に即した財務処理を行うこと。

(2) 基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図ること。

(3) 会計年度を越える繰替運用については、「地方自治法施行規則」（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書等により、実態を反映した情報開示を行うこと。

11 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示や「財政状況資料集」等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示を進め、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」（平成22年3月12日）も参考に、これらの情報の財政運営への一層の活用にご留意いただきたい。

12 地方公会計の整備については、新たな財務書類の作成基準や固定資産台帳整備の指針等を、総務省に設置している「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」において取りまとめる予定としており、その後、より詳細な取扱いを定めたマニュアルの策定等を進めた上で、新たな基準による財務書類の作成を推進することとしているため、その動向にご留意いただきたい。

13 公共工事については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総務省自治行政局長・国土交通省土地・建設産業局長通知）や経済対策を踏まえ、迅速かつ円滑な発注を行う観点から、入札契約手続の効率化、前金払制度の活用及び支払い限度額の見直し等について積極的に取り組んでいただきたい。

14 生活保護制度については、「生活保護法の一部を改正する法律」（平成25年法律第104号）の施行により、平成26年1月1日から段階的に、後発医薬品の使用促進を含む医療扶助の適正化、不正受給対策の徹底等に取り組むこととされている。この取組に関連して、「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づき、平成27年4月1日から生活困窮者の自立・就労支援等に総合的に取り組むこととされている。

また、生活保護担当現業員の地方交付税措置については、市の標準団体に1名増員するとともに、査察指導員についても、道府県の標準団体に1名増員することとしている。

15 国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整や市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進、地域の特

別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,900億円）について地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

- ① 保険料軽減制度（4,656億円（都道府県3/4、市町村1/4））
- ② 保険者支援制度（982億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））
- ③ 高額医療費共同事業（3,412億円（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2））
- ④ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（市町村単独））

16 後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

- ① 保険料軽減制度（2,626億円（都道府県3/4、市町村1/4））
- ② 高額医療費負担金（2,837億円（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2））
- ③ 財政安定化基金（284億円（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3））

(2) 平成26年度は、低所得者の保険料軽減措置（均等割9割・8.5割、所得割5割軽減）及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置（均等割9割軽減）について継続することとされていること。

(3) 医療費の適正化を図るため、広域連合が行う健康診査事業の市町村負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。

17 「予防接種法」（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種の対象疾病に、水痘（A類疾病）及び成人用肺炎球菌（B類疾病）を追加することとされており、その所要額について地方交付税措置を講じることとしている。

18 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉司の地方交付税措置について、道府県の標準団体で1名増員することとしている。

19 高校授業料無償化制度の見直しにより、公立高校・私立高校の区分なく、一定の所得制限を設けた上で、授業料相当額として全額国費による就学支援金を生徒に支給する制度とされ、公立高校の授業料不徴収に対する地方負担を廃止することとされている。

また、低所得者に対する授業料以外の教育費負担の軽減を目的として奨学のための給付金事業等が創設されるとともに、特別支援教育就学奨励費補助事業の拡充を行うこととしており、これらの事業創設や拡充に伴う地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

20 教育教材の整備推進については、新学習指導要領の全面実施等に対応し、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するため、教材整備計画（平成24年度～平成33年度）に基づき、地方交付税措置を講じることとしている。

また、学校図書館図書整備5か年計画（平成24年度～平成28年度）に基づく計画的な学校図書館の図書の整備、学校図書館への新聞配備、学校図書館担当職員の配置に必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

さらに、教育情報化の推進については、学校における情報機器等の安定的かつ計画的な整備を促進するため、新たに策定される教育のIT化に向けた環境整備4か年計画（平成26年度～平成29年度）に基づき、地方交付税措置を講じることとしている。

21 特別支援教育支援員については、公立幼稚園は5,300人分、公立小中学校は40,500人分、公立高等学校は500人分の配置について、地方交付税措置を講じることとしている。

22 道府県教育委員会の指導体制強化を図るため、指導主事の地方交付税措置について、標準団体で6名増員することとしている。

また、派遣社会教育主事については、道府県における実態を勘案し、標準団体で6名減員することとしている。

23 直轄道路・河川の事務・権限の移譲等については、平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の中で、現段階での基本的な考え方が取りまとめられたところである。移譲に伴う財源措置については、その内容を基本として、今後、政府内で引き続き検討を進め

ることとし、個別協議の結果等も踏まえ、各措置を講じる必要性が確認された場合に、その実現を図ることとしている。

24 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（平成25年法律第87号）の成立・施行を踏まえ、以下の地方財政措置を講じることとしている。

(1) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号）に基づき、国庫補助率のかさ上げが行われる事業を実施する場合、当該事業に充てられる地方債の元利償還金の50%について、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入することとしていること。

(2) 同法の規定に基づき、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連して移転する公共・公用施設の除却を行うために要する経費については、「地方財政法」第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができることとしていること。

25 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）の一部改正を受けて、ストーカー対策に係る経費について地方交付税措置を講じることとしている。なお、DV対策に係る経費についても引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

26 「奄美群島振興開発特別措置法」（昭和29年法律第189号）の延長・改正と併せ、新たに創設される「奄美群島振興交付金（仮称）」（21億円）について、交付金創設に伴い新たに国庫補助対象となる農林水産物条件不利性改善（輸送費支援）等の地方負担について地方財政措置を講じることとしている。

27 「離島振興法」（昭和28年法律第72号）附則第5条に基づき、離島振興対策実施地域において地震津波対策として行われる海岸、道路、港湾、漁港の整備に係る事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業について、その地方負担に対する地方財政措置を拡充することとしている。

28 平成25年12月に成立した「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）に基づき、農地中間管理機構を設立し、農地の利用集積に取り組むための経費に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

また、平成26年度に創設される日本型直接支払制度（多面的機能支払）に

ついて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動への地方公共団体の支援に対し、地方交付税措置を講じることとしている。

- 29 通常国会に提出される予定である「地方自治法の一部を改正する法律案（仮称）」により創設される「連携協約（仮称）」に基づき、相当の人口規模と中核性を備える地方圏の中心都市（「地方中枢拠点都市」）が、地方圏における成長エンジンの核となり、地方の経済のけん引や高次の都市機能の集積等の役割を担う場合に、その役割に応じた地方財政措置を講じることとしている。
- 30 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を強力に推進するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対する地方交付税措置を拡充するとともに、外部人材の活用等に対する地方交付税措置を講じることとしている。
- 31 地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」に基づき、産業界、大学等、地域金融機関、地方公共団体（産、学、金、官）の連携のもと、地域の資源と資金を活用して事業を起し、地域経済循環を創造する取組に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- また、地域の資源を活用した事業を行う法人等に対する出資について、所要の財政措置を講じることとしている。
- 32 地方公共団体が地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供や、NPO等による保育サービスの支援など、直接的なサービスに係る取組のほか、子育て人材の養成、企業等と連携した先進的な取組など、様々な子育て支援施策を展開できるよう、地方交付税措置を講じることとしている。
- 33 「平成26年度税制改正大綱」（平成25年12月12日自由民主党・公明党決定）において、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行うこととされている。その間、国産・地域材の利活用、再生可能エネルギーの導入など、地方公共団体が森林吸収源対策等を一層推進できるよう、地方交付税措置を講じることとしている。
- 34 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割がますます重要となっていることを踏まえ、次のとおり支援措置を講じることとしている。

(1) 消防団の充実強化については、平成25年12月5日に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）を踏まえ、消防団員の確保、活動に応じた適切な報酬・出動手当の支給、装備の充実を図ることが必要であること。

このため、引き続き報酬・出動手当に要する経費について地方交付税措置を講じるとともに、安全確保装備、活動用資機材及び入団促進に要する経費等について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

また、消防団の機能強化に係る施設・設備（消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等）の整備に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

(2) 消防広域化対策については、都道府県が行う消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費及び都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金又は交付金等の交付に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、市町村が行う消防広域化の準備に要する経費について引き続き地方交付税措置を講じることとしているほか、消防広域化重点地域については、広域化に伴い臨時的に増加する経費について地方交付税措置を講じるとともに、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等及び消防車両の整備に要する経費について地方財政措置を講じることとしていること。

(3) 災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、災害時に災害対策の拠点となる消防庁舎を始めとした公共施設等の耐震化に要する経費について地方財政措置を講じることとしていること。

また、吊り天井脱落対策の規制強化を踏まえ、吊り天井の点検に要する経費について、平成27年度まで地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 防災強化に関する対策については、地域防災計画の見直し、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化、非常用物資の購入及び広域的な防災体制の充実等に要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、平成25年6月の「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）の一部改正を踏まえ、避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

- (5) 災害に迅速に対応するための情報網の構築については、消防救急デジタル無線の整備期限が平成28年5月末であり緊急に対処すべき課題であることを踏まえ、その整備に要する経費について地方財政措置を講じることとしていること。
- (6) 国民保護・危機管理対策については、J-A L E R Tの配信情報の追加・変更（特別警報の創設等）に伴う自動起動装置の改修経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。
- (7) 緊急消防援助隊については、東日本大震災を教訓として、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた機能強化を図るため、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等の広域訓練、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）第50条の規定により市町村が無償で使用している国有消防用車両の維持管理に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。
- 35 社会保障と税に関わる番号制度については、平成25年5月24日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）等の番号制度関連法が成立し、同月31日に公布されたところである。番号制度導入に当たっては、各地方公共団体において、関係システムの整備などの対応が必要となるところであり、これらに対して所要の財政措置を講じることとしている。
- 36 平成26年1月以降、給与支払報告書等の電子的提出が一定の企業に対して義務付けられたことを受け、平成25年11月に全地方公共団体において地方税の電子申告等の受付が可能となっており、所得税確定申告書データ連携に係る運用費用及び地方税の電子申告手続等のシステム運用経費について引き続き地方交付税措置を講じることとしている。
- 37 平成26年4月1日からの消費税率（国・地方）の引上げに伴い、以下のとおり地方消費税に係る徴収取扱費を見直すこととしている。
- (1) 譲渡割に係る徴収取扱費
- 徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。） × 0.45%
- (2) 貨物割に係る徴収取扱費
- 徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付され

た額の総額（社会保障財源化分を除く。） × 0.50%

38 地域力創造対策、市町村合併、地域情報化推進事業、中小企業金融対策、消費者行政費、特定非営利活動法人認定事務、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、新型インフルエンザ対策、肝炎対策、がん検診、医師確保のための奨学金等貸与事業及び地域の人材力活性化等については、引き続き、地方交付税等による措置を講じることとしているが、特に、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）及び「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）に基づき平成21年度までに合併した市町村については、そのまちづくりを支援するための所要の財政措置を講じることとしていること。

また、平成22年に一部改正された「合併特例法」に基づき平成22年度以降の合併市町村に対して、所要の財政措置を講じることとしていること。

(2) 自治体クラウドの推進については、災害に強い電子自治体の確立、地方公共団体における行政コストの圧縮や実質的な業務の標準化の進展等に向けた取組を支援するため、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた計画策定及びデータの移行に要する経費についての地方交付税措置に加え、番号制度の導入を契機とした地方公共団体の取組を加速するため、自治体クラウド導入支援コンサルタント及び導入後の実務処理研修に要する経費についても地方交付税措置を講じることとしていること。

(3) 地域の人材力活性化については、地域おこし協力隊、集落支援員及び地域力創造のための外部人材の活用に対する地方交付税措置を講じることとしていること。

また、東日本大震災により被災した地方公共団体において、被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置について、地方交付税措置を講じることとしていること。

さらに、民間活力による地域の活性化、地方と大都市圏の交流の推進の観点から、大都市圏の企業が、社員を一定期間市町村に出向させる「地域おこし企業人交流プログラム」を実施することとしており、市町村による地域お

こし企業人の受入れに対して、地方交付税措置を講じることとしていること。
(4) 地域の国際化の推進については、外国青年招致事業により招致した外国語指導助手の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援するための人材であるコーディネーターの活用に必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

- 39 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、「地方財政法」及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、平成26年度の地方財政計画上の取扱いについては、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。
- 40 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として、売上が低迷し収益率が低下傾向にある等、極めて厳しい経営状況にある。
- 各施行団体にあっては、施設改善やファンサービスの充実など公営競技の魅力の向上による売上増加策の実施、開催経費の削減等による経営合理化の徹底及び必要に応じた今後の事業の在り方に関する検討についてご留意いただきたい。
- 引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元利償還金について、地方債を充当することができることとしている。
- 41 民間の資金・ノウハウを活用したPPP/PFIへの抜本的転換を加速するため、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP/PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたい。

第4 通常収支分の歳入歳出

1 歳入

(1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 平成26年度の地方税制改正に伴う地方税の影響額として1,373億円の減収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを902億円の減収、国の税制改正の影響に伴うものを471億円の減収と見込んでいること。

なお、平成26年度の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の影響額は211億円の減収と見込んでいること。

- ② 平成26年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、9,952億円、2.9%の増の35兆127億円（道府県税にあつては5.3%の増、市町村税にあつては1.3%の増）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割0.1%の増、法人税割13.0%の増、法人事業税12.8%の増、地方消費税12.7%の増、市町村民税のうち所得割0.0%の増、法人税割12.6%の増、固定資産税（交付金を除く。）1.2%の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

- ③ 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税8%段階において、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税（仮称）を創設し、その税収全額を地方交付税原資とすることとしていること。また、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元することとしていること。

これらの改正は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用することとしていること。

なお、上記に対応して、都道府県においては法人住民税法人税割及び法人事業税の税率、市町村においては法人住民税法人税割の税率につき税条例を平成26年10月1日までに改正する必要があること。超過課税を

行っている団体にあっては、超過課税分を含めた税率の改正を行うこととなるので、当該超過課税についても十分検討し、適切な対応をお願いしたいこと。また、納税義務者等への周知についても併せてご配慮いただきたいこと。

- ④ 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえると、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

- ⑤ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

(2) 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆7,564億円（前年度比4,094億円、17.4%増）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,708億円（同48億円、1.7%減）、石油ガス譲与税100億円（同10億円、9.1%減）、航空機燃料譲与税145億円（同5億円、3.6%増）、自動車重量譲与税2,656億円（同40億円、1.5%減）、特別とん譲与税126億円（同1億円、0.8%増）及び地方法人特別譲与税2兆1,829億円（同4,186億円、23.7%増）となっている。

航空機燃料譲与税については、航空機燃料税の税率の引下げに伴う減収が地方に生じないように、譲与割合を13分の2から9分の2へ引き上げることとしている。

また、航空機燃料譲与税の譲与基準について、騒音世帯数割の算定に用いる航空機騒音に係る評価指標をWECPNL（通称W値）からLdenに変更するほか、着陸料割の譲与割合を2分の1（現行3分の1）、騒音世帯数

割の譲与割合を2分の1（現行3分の2）とし、激変緩和措置を講じることにより、3年間かけて移行することとしている。

(3) 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な1,192億円（前年度比63億円、5.0%減）である。

(4) 地方交付税

平成26年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び酒税の32%相当額、法人税の34%相当額、消費税の22.3%相当額並びにたばこ税の25%相当額の合計額1兆9,046億円（平成19年度、平成20年度に係る精算額等3,145億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額4兆1,186億円（既往法定分等（8,648億円）、地方税収の状況を踏まえた別枠加算（6,100億円）及び臨時財政対策特例加算（2兆6,438億円）の合計額）を加えた1兆6兆232億円であり、前年度当初に比し2,439億円、1.5%の減となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税（仮称）の全額3億円、前年度からの繰越金1兆1,349億円及び交付税特別会計剰余金1,000億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額2,000億円及び支払利子額1,729億円を減額した1兆8,855億円であり、前年度に比し1,769億円、1.0%の減となっている（別添資料第6）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

① 普通交付税

ア 基準財政需要額

（ア）消費税・地方消費税の引上げに伴う社会保障の充実分等の地方負担額について、100%算入することとしていること。

（イ）地方財政計画に計上することとしている「地域の元気創造事業費」

(3, 500億円)に対応し、新たな費目「地域の元気創造事業費(仮称)」を設けて、地域経済活性化の取組に必要な財政需要を、人口を基本として算定することとしていること。その際、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映することとしていること。

(ウ) 地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」に対応し、臨時費目「地域経済・雇用対策費」により5,900億円程度(道府県分2,925億円程度、市町村分2,975億円程度)、既存費目の単位費用への算入により6,050億円程度(道府県分2,795億円程度、市町村分3,255億円程度)を算定することとしていること。

(エ) 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしている支所の財政需要について、平成26年度から3年間かけて加算することとしているほか、人口密度等による需要の割増や標準団体の設定等について、引き続き検討を行うこととしていること。

(オ) 基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費のウェイト等により各地方公共団体ごとにかかなりの差が生じるものと見込まれること。

イ 基準財政収入額

(ア) 地方消費税率の引上げによる増収は、国の制度に係る社会保障給付費の地方負担に対応するためのものであること。また、地方消費税率の引上げによって財政力格差が拡大しないようにするため、地方消費税率引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分については、当面100%算入することとしていること。

(イ) 東日本大震災に係る「地方税法」の改正等に伴う減収見込額については、その75%を加算することとしていること。

(ウ) 一般的に、道府県分にあつては道府県民税個人均等割、法人税割、法人事業税、地方消費税及び地方法人特別譲与税の増、道府県たばこ税及び自動車取得税の減が見込まれ、市町村分にあつては市町村民税

個人均等割、法人税割、固定資産税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金及び地方消費税交付金の増、自動車取得税交付金の減が見込まれること。

(エ) 基準財政収入額の見積もりに当たっては、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

なお、地方法人課税の偏在是正として実施される地方法人税（国税）（仮称）の創設に伴う法人住民税法人税割の税率改正及び地方法人課税の見直しに伴う法人事業税の税率改正については、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用することとされていることに留意すること。

(オ) 法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には、減収補填債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

ウ 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成25年度に比し個別算定経費（地域経済・雇用対策費、地域の元気創造事業費、公債費及び事業費補正を除く。）にあつては、道府県分は0.5%程度の増、市町村分は1.5%程度の減、包括算定経費にあつては、それぞれ道府県分6.0%程度、市町村分6.5%程度の減と見込まれること。

エ 臨時財政対策債の発行可能額の配分方式については、引き続き全て財源不足額を基礎として算出する方式とすることとしていること。

なお、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

② 特別交付税

ア 交付税総額における特別交付税の割合（現行6%）を平成26年度には5%、平成27年度以降には4%へと段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行させることとなっているが、近年の集中豪雨や豪雪などの災害の発生状況や被災団体以外の団体における東日本大震災に係る特別の財政需要があることなど災害対応に万全を期すため、平成27年度までの東日本大震災の集中復興期間中は、現行の割合（6%）を維持することとし、所要の法律改正を行う予定であること。

イ 平成26年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）の総額は、平成25年度に比し1.0%の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成25年度において、災害対策等年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあつては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

ウ 「特別交付税と過疎対策事業債との重複防止について」（平成25年8月21日付け総務省自治財政局財政課長・財務調査課長通知）で通知しているとおり、特別交付税と過疎対策事業債の重複防止にご留意いただきたいこと。

(5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した額を把握することは困難であるが、社会保障の充実分を含む社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上5.1%程度の増になるものと見込まれる。

また、平成26年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もっていただきたい。

(6) 地方債

平成26年度地方債計画（通常収支分）（別添資料第8）は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に

推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は1兆2,301億円（前年度比5,407億円、4.0%減）となっている。

このうち、普通会計分は1兆5,570億円（同5,947億円、5.3%減）、公営企業会計等分は2兆2,731億円（同5,400億円、2.4%増）となっている。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 平成26年度以降も、地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債を拡充することとし、平成26年度については5,000億円（前年度比450億円、9.9%増）を計上することとしていること。

なお、事業年度については、平成28年度まで継続することとし、平成29年度以降の取扱いについては、事業の実施状況等を踏まえて検討することとしていること。

また、対象事業については、現行の対象事業に加え、防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金（仮称）の交付を受けて現行の対象事業と同様の事業を実施する場合も、新たに対象とする予定であること。

- ② 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等（公営企業に係るものを除く。）の除却について、地方債の特例措置を創設することとし、一般単独事業債（一般）として、300億円を計上することとしていること。

なお、当該措置を講じるに当たり、「地方財政法」の附則に地方債の特例規定を置くための改正を行う予定であること。

併せて、公営企業については、水道施設等に限定されていた施設処分に要する経費の財源に充てるための公営企業債の発行を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとし、公営企業債の各事業に合計で120億円を計上することとしていること。

- ③ 過疎対策事業債については、平成22年の「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）改正時における衆参総務委員会の決議を

踏まえ、対象事業の拡充など当該決議を踏まえた見直しに対応できるよう、3,600億円（前年度比550億円、18.0%増）を計上することとしていること。

また、辺地とその他の地域の格差是正を図るため、辺地対策事業債410億円（前年度同額）を計上することとしていること。

- ④ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合を確保するとともに、臨時財政対策債は一般市町村について原則として全額公的資金を配分することとしていること。
- ⑤ 民間資金の調達に当たっては、市場公募化の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大規模化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化を図ること。
- ⑥ 地方債の管理に当たっては、施設の耐用年数等を勘案しつつ適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化を図ること。

また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、地方債全体の信用にも配慮し、借換えにより対処することとし、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰延べとの印象を与えかねないため、慎重に対処すること。

なお、満期一括償還を行った場合における地方債の元金償還に充てるための減債基金の積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の元金償還に充てるための積立額を発行額の30分の1（3.3%）として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることを踏まえ、計画的な積立てを行われたいこと。

- ⑦ 既存施設の補修・改修に係る事業であって、施設の延命化や機能強化に資する事業に要する経費については、「地方財政法」第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることができること。

また、施設の点検・調査等に要する経費については、建設事業の実施に当たり詳細な点検・調査等をしなければ工事方法の決定ができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、「地方財政法」第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることができること。

(7) 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、最近における実績等を勘案するとともに、高校授業料無償化制度の見直しに伴う公立の高等学校授業料を計上することにより、1兆5,862億円（前年度比1,974億円、14.2%増）になるものと見込んでいる。

2 歳出

(1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づき実施されている国家公務員の給与減額支給措置については、同法の規定のとおり平成26年3月31日をもって終了するものとされたところであり、平成26年度の地方公務員給与に関して減額要請を新たに行うことは予定していないこと。

このため、平成26年度の地方財政計画上の給料単価等の積算に当たっては、平成25年度の地方公務員給与の削減を復元した上で、人事委員会勧告の反映等を見込んでいること。

- ② 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、12,962人の純減としていること。

ア 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う4,342人の減員に対して、703人の改善増を見込むことにより、全体として3,639人の減員を見込んでいること。

公立高等学校、公立大学校等の教職員については、児童生徒数の減少等に伴い、757人の減員を見込んでいること。

イ 一般職員（教職員、警察官、警察事務職員及び消防職員を除く職員。）については、地方財政計画上、8,515人の減員としていること。

ウ 警察官については、地方財政計画上、定員を据え置くこととしていること。また、警察事務職員については、51人の減員を見込んでいること。

- ③ 地方財政計画上の退職手当については、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて、地方公務員についても同様の引下げを見込むこと等により、前年度に比し5.0%減の1兆8,600億円程度計上することとしていること。
- ④ 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第9のとおり改定される予定であること。
- ⑤ 地方公務員災害補償基金負担金については、別添資料第10のとおり改定される予定であること。
- ⑥ 平成26年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしていること。

(2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の自然増を増額計上する一方、国の歳出の取組と基調を合わせて取り組む観点から、社会保障関係費を除くその他の経費の見直しを行うとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出919億円を減じ、1兆9,536億円（前年度比457億円、0.3%減）を計上することとしていること。上記919億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されるものであることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。
- ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,656億円、都道府県調整交付金6,900億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,626億円を合算した1兆5,182億円（前年度比837億円、5.8%増）を計上することとしていること。
- ③ 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、都道府県が行う私立高等学校の授業料軽減費補助について、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、私立専修学校高等課程における経済的理由により就学困難な生徒の経済的負担軽減のための授業料軽減費について、都道府県が補助する際の経費に対し、地方交付税措置を講じることとしていること。

- ④ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成26年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、4,200億円（前年度比500億円、10.6%減）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 国の公共事業関係費は前年度比12.9%増（社会資本整備事業特別会計を廃止して一般会計に統合した特別会計改革の影響等を除いた場合1.9%増）とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、5,800億円程度（前年度比約0.9%減）、補助事業費については、5兆1,900億円程度（前年度比約2.2%増）となる見込みであること。また、直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、前年度に比し約1.9%の増となる見込みであること。
- ② 地方単独事業費については、平成25年度において給与の臨時特例対応分として単年度限りの措置とされた緊急防災・減災事業費について、歳出の重点化・効率化を図りながら事業費を増額確保（5,000億円）することとし、全体で前年度に比し4.5%増の5兆2,279億円を計上することとしていること。

(4) 公債費

公債費については、臨時財政対策債の元利償還金が引き続き増加するものの、その他の地方債の元利償還金の減少を踏まえ、全体として、地方財政計画上前年度に比し0.3%程度の減を見込むこととしている。

(5) 維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し4.7%程度の増を見込むこととしている。

(6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備を始めとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

第5 東日本大震災分の歳入歳出

1 復旧・復興事業

(1) 歳入

① 震災復興特別交付税

ア 復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置する震災復興特別交付税については、5,723億円を計上することとしている。

イ 「震災復興特別交付税の適正な算定について」（平成25年9月11日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室長通知）で通知しているとおり、震災復興特別交付税の適正な算定にご留意いただきたい。

② 国庫支出金

東日本大震災関係経費1兆3,400億円程度を計上することとしている。

③ 地方債

平成26年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第11）において、復旧・復興事業として、措置対象外地方負担額に充てるための地方債を含め総額543億円を計上することとし、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は455億円、公営企業会計等分は88億円となっている。

(2) 歳出

① 直轄事業負担金及び補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る直轄事業負担金及び補助事業費 1 兆 7, 4 0 0 億円程度を見込んでいる。

② 地方単独事業費

地方単独事業費については、1, 0 8 5 億円を計上することとしており、その内訳は以下のとおりである。

ア 単独災害復旧事業に係る経費（3 8 0 億円）

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、放射性物質により汚染された土壌等の除染に係る経費等（7 0 5 億円）

③ 地方税等の減収分見合い歳出

「地方税法」等に基づく特例措置分 6 6 2 億円、条例減免分 1 0 0 億円、「復興特区法等」に基づく特例措置分 1 5 7 億円を合算した 9 1 9 億円を計上することとしている。地方税等の減収分見合い歳出 9 1 9 億円については、通常収支分の歳出であるが、上記地方税等の減収分は震災復興特別交付税で補填されるものであることから、東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものである。

2 全国防災事業

(1) 歳入

① 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成 2 5 年度～平成 3 5 年度）による収入見込額として 6 7 9 億円を計上している。

② 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として 1 1 3 億円を計上することとしている。

③ 国庫支出金

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費 7 0 0 億円程度と見込んでいる。

④ 地方債

平成 2 6 年度地方債計画（東日本大震災分）において、全国防災事業（直轄・補助事業の地方負担分）として 9 8 3 億円を計上することとし、

その全額について公的資金を確保することとしている。

(2) 歳出

全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費を1,700億円程度と見込んでいる。

第6 地方公営企業

1 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。

(2) 水道事業については、水道管路の耐震化を推進するため、引き続き所要の財政措置を講じることとしていること。

2 地方公営企業の会計制度については、「地方公営企業会計制度等研究会報告書」（平成21年12月24日公表）の提言を踏まえた見直しを進めている。

このうち、会計基準については、借入資本金制度の廃止等を内容とする見直しが既に行われ、「地方公営企業法」が適用される全ての公営企業に平成26年度予算から適用されるので、必要な体制整備を含め、円滑な移行及び適切な運用にご留意いただきたい。

3 各地方公営企業においては、施設の大量更新期を迎えつつあることも踏まえ、安定的に公営企業のサービスを提供できるよう、新地方公営企業会計基準に基づく財務諸表の活用、「地方公営企業法」の適用への積極的な取組等により、経営実態の正確な把握に努め、経営のあり方の検証を行うことが求められることにご留意いただきたい。

4 「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ、関係地方公共団体が策定した「公立病院改革プラン」に基づく取組については、平成25年度までに完了せず、平成26年度以降に継続する場合には、現行の財政措置を継続することとしているので、改革プランの経営指標に係る目標値を達成していないなど改善の必要がある病院については、引き続き、公立病院改革ガイドラインを踏まえた経営改革に努めていた

だきたい。

今後、厚生労働省と連携をとりつつ、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に盛り込まれている地域の医療提供体制の構想（地域医療ビジョン）に係る取組の時期を踏まえ、これと一体的・整合的に公立病院改革を進めることが可能となるよう、新たなガイドラインを平成26年度中を目途に示すこととしているので、ご留意いただきたい。